



TECHNOTHEISM

テクノシーズム共同体の地域コミュニティ規程

本規程は、テクノシズム共同体(以下「共同体」という)の地域コミュニティの地位、設立手続き、活動原則および運営を定め、また共同体の中央組織との相互関係を規律する。

本書は、すべての地域コミュニティ、そのコーディネーターおよび参加者に対して拘束力を持ち、共同体の憲章、倫理規範、データ保護規程、その他の内部規範文書とともに効力を有する。

1. 総則

1.1. 地域コミュニティは、共同体のメンバーによる地域的な結合であり、自発的参加、調整、テクノシズムの思想的および倫理的基盤の遵守を原則として運営される。

1.2. コミュニティは法人格を有せず、テクノシズム共同体の名の下で活動を行う。

1.3. コミュニティの目的は、メンバーの知的・文化的・社会的発展のための環境を創出し、テクノシズムの理念を普及させ、地域において共同体の使命と目標を実践的に実現することである。

2. 地域コミュニティの設立

2.1. 地域コミュニティの設立は、同一地域に居住する任意のメンバーまたはメンバーグループが発案できる。

2.2. コミュニティ設立申請には以下が必要である：

- 最低20名のアクティブメンバー；
- 設立のためのオフライン会合の開催；
- 出席者の3分の2以上の承認を得たコーディネーター候補の選出；
- 同会合または中央組織の同意による副コーディネーターの任命；
- 会議議事録を添付した申請書の中央組織への提出。

2.3. コミュニティ設立の決定は、共同体の中央機関が行う。

3. コーディネーター

3.1. 各地域コミュニティは、所定の手続きで承認されたコーディネーターによって管理される。

3.2. コーディネーターの権利と義務：

- 中央組織との関係においてコミュニティを代表すること；
- 定期的な会合やイベントの実施を確保すること；

- 共同体の規範および規程の遵守を監督すること;
- 任務を委任し、積極的なチームを形成すること;
- コミュニティの資源を私的目的に使用しないこと;
- 財務および組織報告を確実に行うこと。

3.3. コーディネーターの任期は、次回選挙まで、または中央機関が交代を決定するまで有効である。

3.4. コーディネーターが職務遂行不能の場合、副コーディネーターが一時的に職務を代行する。

4. 動機付けと参加

4.1. 共同体は、以下を通じてコーディネーターおよび活動メンバーの貢献を支援・奨励する:

- 表彰および報奨プログラム;
- 教育資源およびイベントへのアクセス;
- 共同体構造内での成長の機会;
- 活動レベルのゲーミフィケーション制度。

4.2. 新規メンバーの参加は自発的であり、使命・原則・倫理規範の理解が必須である。新規メンバーには導入プレゼンテーションの受講が推奨される。

4.3. メンバーの紛争行為が発生した場合、コーディネーターは内部調査を開始し、必要に応じて警告、参加制限、または除名を行う。

5. コミュニティ間の協力

5.1. 地域コミュニティは、合同イベント、キャンペーン、教育的および文化的イニシアチブを実施するために連携できる。

5.2. コミュニティ間での経験交流およびメンタリングが奨励され、一時的な調整グループの設立を含む。

6. 成長と拡大

6.1. コミュニティの成長は、新規メンバーの参加と積極的な活動によって自然に行われる。

6.2. アクティブメンバーが100人以上に達した場合、コミュニティはそれぞれ独自のコーディネーターを持つ複数のセルに分割できる。

6.3. 小規模コミュニティの統合は、コーディネーターの提案により、中央組織の承認を得て行うことができる。

7. 資金調達

7.1. 主な資金調達は、共同体が集めた資金から中央集権的に行われる。

7.2. 資金の配分は、コーディネーターによる目的および必要性の根拠を明示した申請に基づいて行われる。

7.3. コミュニティは、中央組織の承認を得て資金調達イベントを開催する権利を有する。

7.4. すべての財務報告は、定期報告の一環としてコーディネーターが提出する。

8. コミュニケーション

8.1. コミュニティと中央組織の間の連絡は、公的なチャネル(安全なチャット、コミュニティプラットフォーム、ビデオ通話など)を通じて行われる。

8.2. コーディネーターは、タスクシステム、トラッカー、および指導資料にアクセスできる。

8.3. すべてのメンバーは、コミュニティのフォーラムや公開セッションに参加できる。

9. 違反と責任

9.1. 本規程、倫理規範、または共同体のその他の規程の違反は、以下の制裁をもたらす:

- 警告;
- 活動の一時的制限;
- コーディネーターの解任;
- コミュニティの解散。

9.2. 制裁の適用に関する決定は、共同体の中央機関が行う。

10. 最終規定

10.1. 本規程は、共同体の管理機関による承認時点から効力を発する。



10.2. 本規程の修正および追加は、管理機関の承認をもって行われる。

10.3. 本規程は、いかなる国家の領域でも活動するすべての地域コミュニティに適用される。

承認日: _____ [日付]

承認機関: テクノシイズム共同体の管理機関